配偶者暴力被害者支援ハンドブック

東京都

はじめに

配偶者暴力には、「なぐる」「ける」といった身体的暴力だけではなく、侮辱的な言動による精神的暴力や意に反する性行為の強要などの性的暴力も含まれ、長期間にわたって様々な暴力をふるわれ続ける場合も多く、被害者に深刻なダメージを与えています。

また、加害者の約５割は子供に対しても暴力をふるっているという調査結果があります。暴力を目撃すること自体、子供の成長や発達に多大な悪影響を与えます。

被害者は、こうした状況を一人で何とかしようとして悩み、苦しんでいることが多いため、何よりも周りの方々の「気づき」が、大切になります。

配偶者暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭という私的な生活の場で発生する問題であるために、顕在化しにくく、ひそかに被害者に恐怖や不安を与え、その尊厳を著しく傷つける行為です。

本書は、こうした被害者と身近に接する機会のある方々へ、実態を認識したうえで、被害者の早期発見と被害者に対する情報提供や助言などの手助けをしていただくことを目的に作成しました。

使用する用語について

- 配偶者暴力は、一般に「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉も使われますが、この言葉を直訳すると「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対してふるう暴力などが含まれる場合があります。このため、本誌では固有名詞を除いて、基本的に「DV」という言葉は使わず、**「配偶者暴力」**という言葉を使用します。
- 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には婚姻届を出していないいわゆる「事実婚」や離婚後も引き続き暴力を受けている場合も含むほか、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手からの暴力も準用することとされています。

  本誌においては法律を根拠とする一時保護や保護命令など一部の事柄を除き、「配偶者」には配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含むこととします。
- 配偶者暴力を受けている者を**「被害者」**、配偶者暴力を行っている者を**「加害者」**、各支援機関で支援を行う者を**「支援者」**と表現します。

目　次

Ⅰ　配偶者暴力とは …… 3
1　配偶者暴力についての基本認識 …… 3
2　東京都内における配偶者暴力の現状 …… 4

Ⅱ　各機関の役割 …… 8
1　中心的な役割を担う機関 …… 8
2　被害者の早期発見・被害者に対する情報提供や助言などを担う機関 …… 10
3　相談時に連携し協力が必要となる主な機関 …… 12

Ⅲ　被害者に対する支援 …… 14
1　気づき・発見 …… 14
2　対応上の留意点 …… 14
3　初期対応 …… 17

Ⅳ　様々な背景を持つ被害者への支援 …… 23
1　こころのケア …… 23
2　子供のケア …… 24
3　外国人の被害者への対応 …… 26
4　障害のある被害者への対応 …… 27
5　高齢の被害者への対応 …… 28
6　家にとどまる被害者への支援 …… 29

Ⅴ　被害者に対する様々な支援 …… 30
1　関係機関の対応 …… 30
2　被害者の自立支援 …… 34

Ⅵ　各支援・関係機関連絡先一覧 …… 41

Ⅶ　区市町村の配偶者暴力相談窓口 …… 45

Ⅰ　配偶者暴力とは

1　配偶者暴力についての基本認識

（1）配偶者暴力の形態

配偶者暴力というと、なぐる、けるなどの身体的な暴力だと思われがちですが、大声を出して威嚇する、交友関係を監視する、人格を否定するような暴言を吐く、性行為を強要するなどの行為も、配偶者暴力の一形態です。これらの暴力は、単独で行われることは少なく、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こります（表：参照）。

暴力は加害者への従属を強いたり、感情のはけ口とするために用いられたりなど、暴力を受ける相手の苦しみや屈辱を無視して行われることが多くあります。暴力は対等な人間関係のもとで生じることは少なく、力などにより相手を支配するための手段として行われるものといわれています。

（2）暴力の影響

配偶者暴力は、あざや骨折といった身体的影響だけでなく、被害者の精神面にも大きな影響を及ぼします。暴力を受け続けた結果として、「誰も助けてくれる人はいない」というあきらめ・無力感や、「相手が暴力をふるうのは、自分に非があるからだ」という自責の念を抱く被害者も多くいます。

こうした精神状況の影響により、被害者は、相談の場面で暴力の被害の状況をうまく話せないこともあります。そのような場合でも、支援者は、被害者の能力や人格に問題があると捉えるのではなく、暴力の影響による被害者の精神状態を正確に理解し、対応することが必要です。

（3）複合的な問題

配偶者暴力の加害者や被害者の中には、精神障害や、アルコール依存、薬物依存等の問題を抱えている人がいます。また、子供の頃に性的虐待を受けていたり、暴力を受けて育っていたりと、それぞれが抱えている問題が暴力と密接にかかわっていることも少なくありません。

被害者の年齢や国籍は多様であり、介護の必要な高齢者や生活スキルの低い若年者、在留資格のない外国人といった人たちが被害を受けているこ

ともあります。

配偶者暴力の背景には、このような複合的な問題が絡みあっていることが多くあります。相談段階において様々な問題が判明したときは、それぞれの問題に適切に対応できる機関が相互に連携しながら支援をしていくことが必要です。

《表：暴力の形態例》

身体的暴力	なぐる、ける、ものでなぐる、髪をひっぱる、腕をねじる、 首をしめる、引きずりまわす、物をなげつける、 「殺してやる」等の脅迫、　　など
精神的暴力	どなる、無視する、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、 実家や友人とのつきあいを制限したり電話や手紙を細かくチェックする、仕事を辞めさせる、 人前でバカにする、命令口調でものを言う、 大切な物を壊したり捨てたりする、生活費を渡さない、 子供に危害を加えるといって脅す、　　など
性 的 暴 力	見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌等を見せる、 嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、 避妊に協力しない、　　など

2　東京都内における配偶者暴力の現状

令和６年度の都内における配偶者暴力に関する相談件数は、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警視庁の合計で約５万６千件であり、概ね横ばいで推移しています。

都の調査では相談者の約８割に子供がおり、その内、加害者から子供への暴力は６割を超えています。直接暴力を受けていない場合でも子供に対しては様々な影響があります。

相談者の職業別内訳を見ると、無職（主婦）が４割と最も多く、次いで会社員・正規職員が２割強、パート・アルバイトが２割を占めています。相談者は、子供の心への影響や子供の安全確保をはじめ、経済的な不安など

多くの不安を抱えています。（東京都生活文化局「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和６年度）」のうちの面接相談（件数 129 件）からのデータを使用）

また、内閣府の調査では、女性のおよそ４人に１人、男性のおよそ５人に１人が配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると答えています。（内閣府「男女間における暴力に関する調査（令和６年３月）」）

配偶者暴力の加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われています。人当たりが良く、社会的にも信用があり、周囲からは「家で暴力をふるっているとは想像できない」と思う人もいます。

図１　都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移

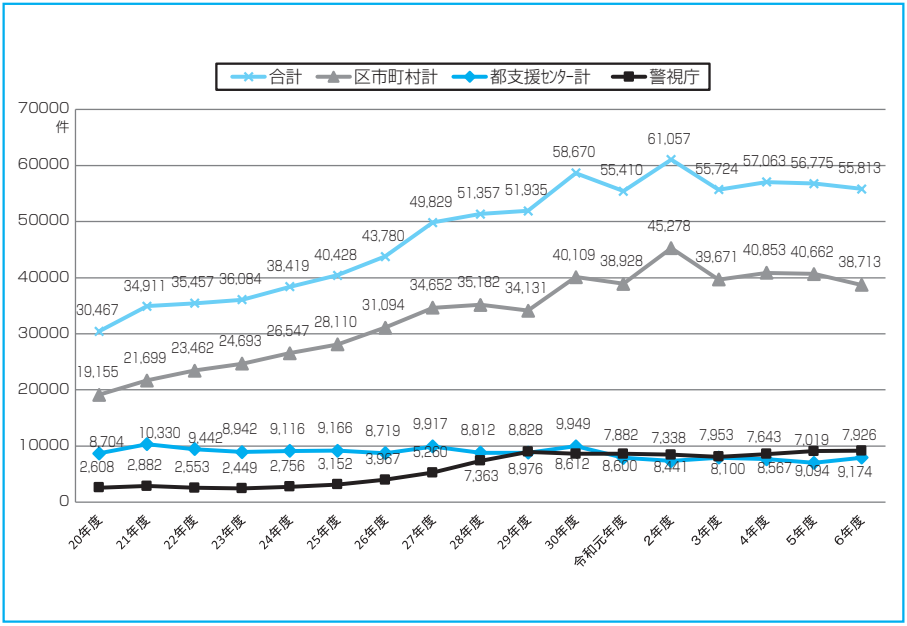

図２　相談者の子供の有無

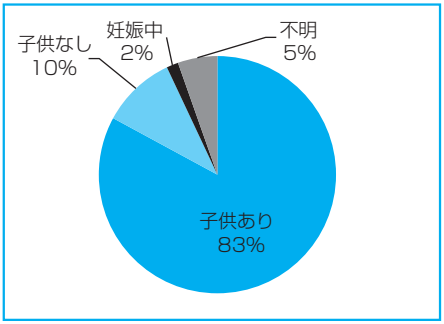

図３　加害者から子供への暴力

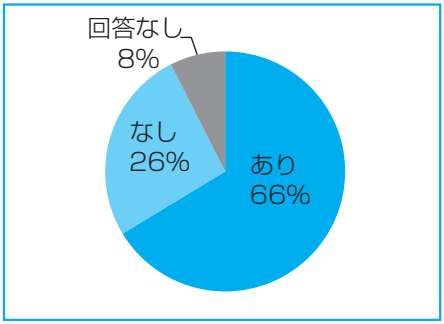

図４　児童相談所への児童虐待相談対応件数の推移（平成 25 ～令和６年度）

＊厚生労働省　令和６年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数より

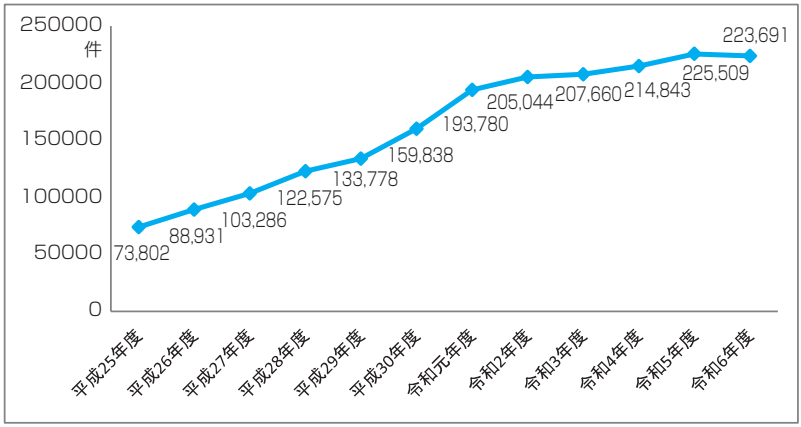

主な傾向として、心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の６割近くを占めています。相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めてます。また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少している一方、学校からの通告等による対応件数は増加しています。

図５　相談者（被害者）の職業

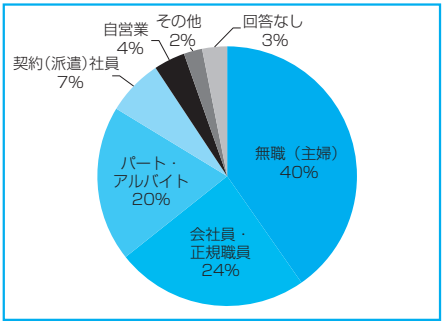

図６　子供のいる被害者が子供に対して不安に思っていること（複数回答）

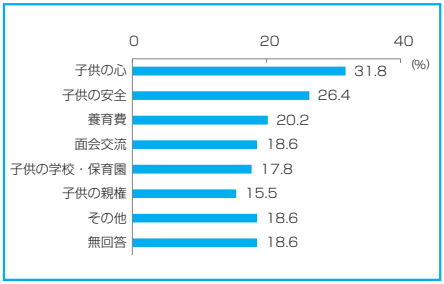

図７　相談者（被害者）が不安に思っていること（複数回答）

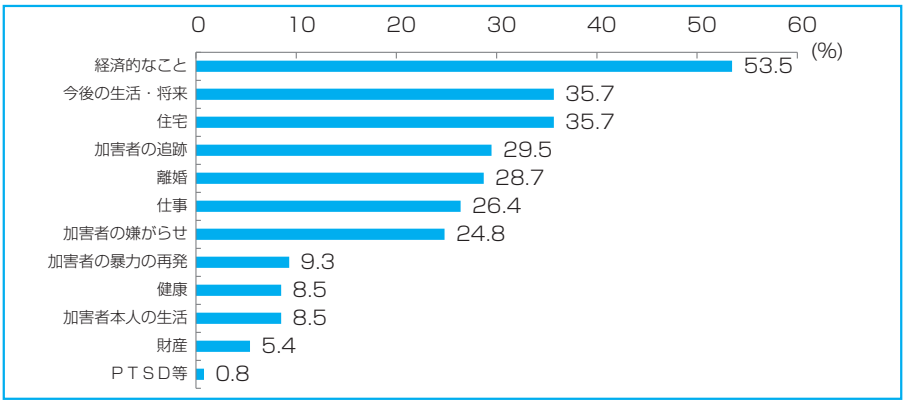

（図 2,3,5,6,7 は「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（R6 生活文化局）」のうちの面接相談（件数 129 件）からのデータを使用）

デートDVについて

- 国の調査によると、交際相手がいる（いた）女性の約６人に１人（同男性の約 12 人に１人）が交際相手からの暴力を受けています。また、女性の約９人に１人（男性の約 24 人に１人）は、特定の異性から執拗なつきまとい等の被害を受けています。このように交際相手からの暴力は、現代の社会では身近に起こっています。
- デート DV がエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害へと発展する可能性がある場合は、警視庁の相談窓口等を紹介し、安全の確保を図ります。

警視庁総合相談センター　03-3501-0110　又は　＃9110

Ⅱ　各機関の役割

1　中心的な役割を担う機関

★ 配偶者暴力相談支援センター

◎　被害者支援のための拠点です。都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談支援センターの２施設が、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っています。

◎　各区市町村でも整備が進められています。

○　主な役割

・相談／その他相談を行う機関の紹介
・医学的・心理的、その他の必要な指導
・緊急時における安全の確保及び一時保護
・情報提供（保護命令制度や就労・住宅等）、援助

東京ウィメンズプラザ

・電話相談
・面接相談（予約制）
・特別相談（法律･精神科医･男性）
・保護命令申立てに係る援助
・自立のための援助（講座、活動支援等）
・普及啓発・教育、研修
・通報対応　　等

東京都女性相談支援センター

・電話相談・夜間緊急対応
・来所相談・特別相談（予約制）
・配偶者暴力防止法に基づく一時保護
・医学的・心理学的援助
・保護命令申立に係る援助
・自立のための援助
・通報対応　　等

◎配偶者暴力相談支援センター整備済の自治体（2025年12月現在）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

★ 警　察

◎　警察官は、配偶者からの暴力が行われていると認めたときは、暴力の制止、被害者の保護等、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされています。

　警察は、他の機関では対応が困難な緊急時の危機介入など、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。

○　主な役割

・暴力の制止等の被害の防止
・相談（警視庁総合相談センター、各警察署の生活安全課で対応）
・警察署等への援助の申出に基づく援助の措置
・被害者等の保護措置
・加害者の検挙、指導警告
・保護命令に係る書面の提出及び通知の受理に係る措置
・保護命令違反事件への対応

★ 福祉事務所

◎　福祉事務所は、被害者からの相談を受け、被害者の状況や必要に応じた援助等を行います。また、加害者から逃れた後の生活再建のための、生活等に係る被害者の相談、助言、生活保護の実施、さらには、就労や保育等に関する情報提供や医療機関、保健所等支援関係機関の調整の役割も担っています。

○　主な役割

・相談、生活保護、一時保護依頼、自立支援に関する援助

2　被害者の早期発見･被害者に対する情報提供や助言などを担う機関

★ 病院等医療機関・関係者（医師、歯科医師、看護師等）

◎　医療関係者は､患者のけがや症状から､配偶者暴力を発見しやすい立場にあります。被害者を発見したときには､被害者に対し､支援機関に関する情報を提供したり､被害者の意思を尊重しつつ配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するなど､積極的な役割を果たすことが期待されます。

○　主な役割

・被害の発見・通報、支援機関の情報提供、被害者の心身のケア等

★ 地域関係者（民生委員・児童委員、人権擁護委員等）

◎　地域に密着した活動をしていることから、被害者の発見、相談等については早い段階での対応が可能です。被害者から支援を求められたときは、被害者の立場に立って対応し、相談機関等の情報提供を行います。

　普段から地域に精通して、被害者を早期に発見できるような地域の関係を作っておくことも重要です。

○　主な役割

・被害者の発見、相談、情報提供、通報、地域での連携・協力

★ 区市町村等（男女平等推進センター等相談窓口、保健所・保健センター）

◎　被害者の発見、地域での相談対応、情報提供、緊急性の見極め、関係機関への連絡、各部署の連携、地域関係機関連携体制づくり等、身近な行政としての業務を担います。

○　男女平等推進センター等相談窓口の主な役割

・相談
・緊急性を見極めて福祉事務所､配偶者暴力相談支援センター､警察への引き継ぎ
・生活保護等必要な制度が有効に機能するための連絡調整等

○　保健所・保健センターの主な役割

・通報
・福祉事務所・女性相談支援員への紹介

★ 子供の関係機関（児童相談所、子供家庭支援センター、学校・幼稚園・保育所・認証保育所等）

◎　学校・幼稚園・保育所等は、子供を通して配偶者暴力の事例に接する場合がありますので、被害者に対して必要な情報提供を行います。合わせて児童虐待が疑われる場合は、児童相談所等との連携も大切です。

　被害者の子供が転入してきた場合、加害者や親族などからの問い合わせに際し、子供や被害者に危険が及ぶことがないよう注意が必要です。加害者による子供の待ち伏せ、連れ去り、面会要求等も想定されますので、慎重に対応することが求められます。

○　主な役割

・配偶者暴力の発見、被害者への情報提供

　避難してきた被害者の子供に対し、受け入れた都内の幼稚園・保育園にどのような支援を行ったかを尋ねたところ、「園内の個人情報の管理を徹底すること」や「子供の心理面でのケア」という回答が多く見られました。

図８　避難してきた被害者の子供を受け入れた都内の幼稚園・保育園が行なった支援（複数回答）

（令和６年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査より）

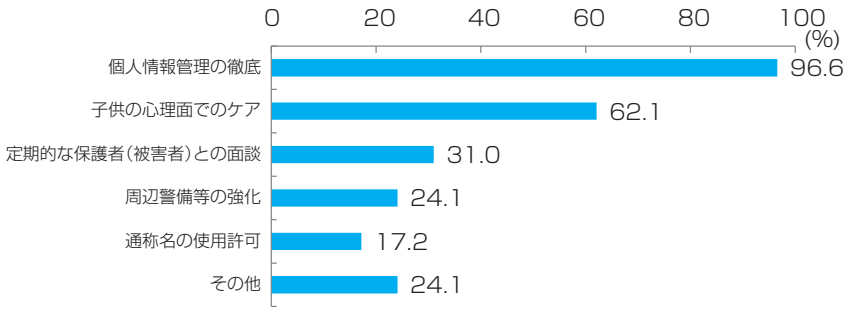

3 相談時に連携し協力が必要となる主な機関

★ 法関係機関（弁護士等）

◎　家庭内の問題や夫婦・子供の問題等についての法律上の相談、保護命令申立て等において必要となる法的な支援を行います。

○　主な役割
・法律相談、保護命令申立て支援　　等

★ 区市町村教育委員会

◎　被害者からの申し出等により、区市町村教育委員会は関係する教育委員会等と連絡をとりあって、子供が安全に転校できるように配慮します。

○　主な役割
・住民票を異動しない転校　　等

★ 精神保健福祉センター

◎　精神的な病気や障害及びアルコールや薬物などの依存症、思春期・青年期（不適応など）の精神保健福祉に係る種々の相談に対応します。また、依存症や思春期・青年期の問題に対する家族教育プログラムなども実施します。

○　主な役割
・こころの健康や精神的な病気に関する相談

★ その他の関係機関（行政機関等）

○　東京都住宅供給公社　等
・公営住宅への入居（都営住宅への入居支援）

○　東京しごとセンター、ハローワーク、都立職業能力開発センター、東京都ひとり親家庭支援センター　　等
・就業支援（キャリアカウンセリング、職業相談、セミナー等）、職業紹介
・都立職業能力開発センターでの職業訓練
・東京都ひとり親家庭支援センターによる職業紹介

○　区市町村社会福祉協議会
・生活福祉資金等の貸し付け等

○　児童相談所
・18 歳未満の子供に関する相談、緊急時の子供の一時保護　等

★ 民間団体（民間シェルター等）

◎　民間団体は、被害者からの様々な相談対応、居住場所や食事等を提供するなどの支援を行っているほか、配偶者暴力相談、配偶者暴力防止のための普及啓発、被害者の自立に必要なスキルアップのための講座等の開催、自助グループの運営など、独自の取組みを行っています。また一部の民間団体においては、民間シェルターを運営しており、配偶者暴力から避難する必要がある被害者とその子供などの保護を行っています。

○　主な役割
・緊急一時保護、相談、各種講座、自助グループの運営 等

Ⅲ　被害者に対する支援

1　気づき・発見

被害者は、加害者への恐怖や世間体などから、親しい友人や親戚にも、配偶者暴力を受けていることをなかなか打ち明けられません。

しかし、生命・身体に重大な危害を及ぼすこともあることから、被害の兆候を発見したときは、深刻な状態になる前に被害者を相談機関等につなぐことが重要です。また、被害者本人にも、機会を見つけて、配偶者暴力に関する情報や相談機関について伝えることも必要です。

日常の何気ない会話やしぐさのなかにも、配偶者暴力の影響が隠れている場合がありますので、それを見つけたときには、被害者の言動を注意深く見守ることが求められます。

被害者のなかには、自分が被害者であることの自覚がない場合もあります。この多くは、日常的に「おまえが悪い」「しつけである」などと責められた結果、自責感により暴力を受け入れてしまっていると考えられます。配偶者暴力についての知識や情報を機会を捉えて被害者に提供し、本人の了解のもとに、相談機関にその対処方法等を相談することが必要です。

2　対応上の留意点

ポイント

- 相談を受けたら、できるだけ一人で判断するのを避けます。
- 被害者の安全の確保を最優先します。
- 被害者への二次被害を起こさないように十分気をつけます。
- 支援者（対応者・通報者）の安全を確保します。

（1）組織として対応する（できるだけ一人で判断しない）

配偶者暴力により、被害者が命を落とすような場合もあるため、暴力の兆候を見つけたり、相談を受けたりしたら、被害者の安全の確保を最優先に、状況に応じて適切な対応をとることが必要です。

支援に際しては、一人の判断で行うのではなく、組織的な対応が必要です。被害者のプライバシーには配慮しつつ、日頃から支援者間で話し合えるコミュニケーション環境を整えておくなどにより、一人で問題を抱え込まないようにします。

（2）二次被害の防止

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聴かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことがあります。これを二次被害といいます。二次被害を受けることにより、被害者は心を閉ざしてしまい、相談につながらなくなったり、問題解決が遅れてしまうことがあります。

このようなことがないよう、支援者は暴力の本質について理解し、偏見や先入観を持たずに被害者の話を十分に聴くことが必要です。

二次被害を起こさないために

被害者から相談を受けるときは、以下のことに注意し、二次被害を起こさないようにしましょう。

《悪い対応例》

①被害者の意思を尊重せずに、支援者個人の価値観を押しつける
「…しなければならない」
「…するべきだ」
「…しなさい」など
➡被害者よりも支援者の方が正しいかのような姿勢を示し、被害者の権利と能力を尊重していない。

②被害者の側に落ち度があると責める
「どうして…しなかったのか」
「あなたにも悪いところがあったのではないか。」
「あなたの場合、仕方がない」など
➡被害者が持つ自責感を助長する。たとえきっかけが被害者にある場合でも、だからといって暴力を振るわれてもいいということではない。

③安易な励ましや気休めを言う
「心配しなくて大丈夫」
「イヤなことは忘れて、元気を出して」など
➡「私はぜんぜん大丈夫じゃないのに、この人は何もわかっていない」と被害者が感じ、相談しても無駄だと感じる場合がある。

④他の人と比較する
「…に比べたらあなたはまだマシ」
「世の中にはもっと大変な状況に置かれている人がいますよ」など
➡被害者は「自分の体験は他の人とは比べられないのに」と怒りを感じる。また、「この程度のことで相談した私が悪かった」と恥じる気持ちになる。

《良い対応例》

①被害者が話しやすい環境を作る
「今日はよく来てくださいましたね」
「何から話せばよいか心配されているかもしれませんが、これからゆっくりお話をお聞きしますので、リラックスしてください」など

②被害者が話してくれたことに敬意を表する
「話をしてくれて、ありがとうございます」
「そんなつらい経験を打ち明けてくださって、本当にありがとうございます」など

③被害者が感じる自責感をやわらげる
「あなたは悪くありません。悪いのは暴力を振るう相手です」など

④被害者の自己決定権を尊重する
「これからのことは、一緒に考えていきましょう」など

⑤適切な他の機関につなげる
「あなたがお知りになりたい○○については、××というところにご相談されるとより詳しい内容を知ることができます。もしよろしければ、私から××の担当者に連絡を取りますが、どういたしますか」など

（内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力相談の手引き平成 26 年 3 月改訂版」より）

（3）支援者の安全の確保

被害者支援を行う上では、支援者の安全が確保されていることが大前提です。

また、加害者からの追及には、情報の有無を感じさせる回答ではなく、「被害者の件については、一切答えられない」と回答し、更なる追及の危険を回避する必要があります。

各組織の状況に応じて、安全対策や危機管理体制、通報体制の整備について、担当部署を明確にするなどの取組みが求められます。

3 初期対応

（1）身近な地域における早期発見・見守り

ポイント

- 早期発見しやすい機関には、病院等医療機関、保健所・保健センター、学校・幼稚園・保育所・認証保育所、民生委員・児童委員、などがあります。
- 被害者を見つけた場合は、被害者の状況に応じて他の関係機関との連携を図るようにします。
- 被害者に対しては、相談窓口などの情報提供を行うようにします。

早期発見ができる関係機関及びその対応

被害者のなかには、加害者からの報復への恐れや家庭の事情など様々な理由から、自ら支援を求めることをためらう人もいます。

身近な地域のなかで、被害者やその子供との接触を通じ、配偶者暴力の存在に気づくことが多くあります。なかでも、日常の診療などを通じて被害者を発見しやすい立場にある医療関係者については、積極的な役割が期待されています。

早期発見できる機会が多い機関とその対応については、次のとおりです。

ア　病院等医療機関

病院等医療機関は被害者の診察・治療・相談等を通じ、配偶者暴力を発見する機会の多い場所です。

○　被害を発見したときは、被害者に対して配偶者暴力相談支援センターや警察に関する情報を提供し、必要な場合には被害者の意思を尊重しつつ、通報を行います。被害者の生命または身体に重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合は、積極的に通報を行います。

イ　民生委員・児童委員

地域住民の相談に応じる中で、配偶者暴力を発見することがあります。早い段階で発見し、迅速･適切に対応することが被害者支援には有効です。

被害者を発見した場合には、相談窓口等に関する情報の提供や、本人了解のもと、状況に応じて警察や配偶者暴力相談支援センターへ通報することが求められます。

ウ　学校・幼稚園・保育所・認証保育所

送り迎え時の保護者の様子や家庭訪問等、子供を通して配偶者暴力を発見できる場合があります。また、配偶者暴力に伴う児童虐待には、児童相談所や子供家庭支援センターとの連携や各機関の役割分担について共通理解を持つことが必要です。

被害を受けていると思われる場合は、被害者に相談窓口等に関する情報提供を行います。

エ　保健所・保健センター

保健師は、地域と密着した業務を行っており、各種の相談や健診等を通して早期発見をすることができます。

○　配偶者暴力や児童虐待の疑いがある場合は、地域の関係機関と連携し、継続的に関わることによって、早期発見につながることがあります。

○　乳幼児健診時の親への問診等を通じて配偶者暴力が疑われる場合は、配偶者暴力相談支援センター等に関する情報提供をします。

通報までには至らなくとも配偶者暴力の可能性がある場合は、子供家庭支援センターや児童相談所等との連携を図るなどの対応も必要です。

○　健診未受診者の中には、配偶者暴力の問題が背景にある場合もあり、注意が必要です。

幼稚園・保育園関係者に向けた調査より

都内の幼稚園・保育園・認定子ども園において、過去に保護者から、配偶者からの暴力に関わる相談を受けたり、配偶者からの暴力があることを発見したりしたことがあるかを尋ねたところ、「相談を受けたことがある」(30%)、「発見したことがある」(12%)の回答がありました。

図９　幼稚園・保育園・認定子ども園での配偶者暴力に係る相談又は発見の有無(複数回答)

(令和６年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査より)

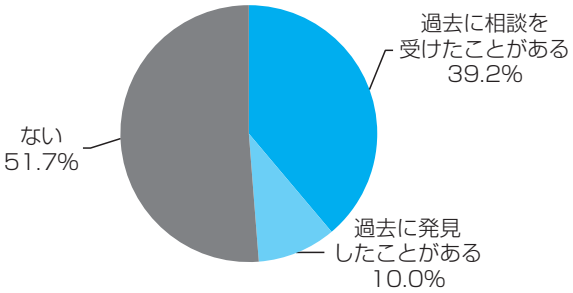

「発見したことがある」幼稚園や保育園では保護者や子供のどのような様子から配偶者暴力について気づいたのでしょうか？

保護者の様子から

- 殴られた跡や痣等痕跡があった
- 加害者と一緒にいるときおびえたような様子があった
- 送迎時あわてて帰る姿や携帯電話が頻繁に鳴るのを見かけた

子供の様子から

- 子供が暴力の様子を話した
- ジェスチャーや描いた絵等から暴力のあったことが窺われた
- 休み明けの傷が多い、情緒不安定になることが増えた
- 怯えたような表情をしていた
- 登園時に痣があった

（2）情報提供

ポイント

- 配偶者暴力被害のおそれがある者に対しては、相談機関などの情報を提供することが大切です。
- 配偶者暴力の被害者であるという自覚がない人もいるため、配偶者暴力についての情報の提供も大切です。
- 情報提供の際には、被害者の安全確保に配慮します。

配偶者暴力の被害を受けている可能性のある人を見つけたときは、その状況に応じて相談機関に関する情報を提供し、相談することを勧めることが重要です。

○　通報を希望しない、または通報の必要がない被害者に対しては、そのニーズや状況に応じた情報提供が大切です。

○　配偶者暴力相談支援センターや区市町村の配偶者暴力相談窓口など相談先の電話番号や所在地など、被害者の要望に応じた情報を提供できることがわかるだけでも、被害者にとって安心を与えることがあります。

○　配偶者暴力被害者であるという自覚だけでなく暴力を受けているという意識を持たない被害者もいますので、配偶者暴力に関する情報を提供することも大切です。

○　相談先等の情報が加害者に知られてしまうと、相談することができなくなるなどの危険があるため、情報を提供するときには被害者の安全を確保できる方法に配慮することが必要です。

※各支援、関係機関連絡先一覧　41 頁～
区市町村の配偶者暴力相談窓口　45 頁～

（3）通　報

ポイント

- 配偶者からの身体的暴力を発見した者は、関係機関に通報するよう努めることが、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律**（配偶者暴力防止法）**」第６条で定められています。
- 通報先は、配偶者暴力相談支援センターまたは、警察官です。
- 通報の努力義務の対象は、身体的暴力のみとなっています。
- 医療関係者が行う通報は、守秘義務違反にはあたりません。

①　配偶者暴力防止法（第６条）による規定

通報は、被害者の発見を支援につなぐ重要な役割をもっています。

○　配偶者からの身体的暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています。

○　医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められるものを発見したときは、その者の意思を尊重しながら配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができます。

○　医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならないとされています。

②　通　報

ア　通報先

通報先は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官です。

※配偶者暴力のある家庭には、身体的虐待をはじめとする児童虐待が存在している場合が多くあります。子供への虐待が疑われる場合は、子供の状況について児童相談所、福祉事務所、区市町村（子供家庭支援センター等）に通告するようにします。

イ　通報する際の留意事項

- **通報の努力義務の対象は、身体的暴力のみ**

  生命の危険の回避を第一に考え、努力義務の対象は身体的暴力のみ

となっています。

● **守秘義務を負っていても、通報することができる**

刑法その他の法律により守秘義務を課せられている者が通報を行っても、守秘義務違反にはあたりません。

※ **通報者に対する配慮**

○ 発見者等からの通報を受ける際には、各機関は、通報者の氏名を公にしないように配慮しています。

(4) 支援機関の連携時のルール

ポイント

● 被害者対応の引継ぎを行う場合、被害者に対し、引継ぎの理由を明確にし、他の関係機関へ連絡をすることについて、被害者の了承を得る必要がある。

① **他の機関に引き継ぐ場合**

○ プライバシー保護の観点から、被害者に事前に引継ぎの理由を説明し、あらかじめ了解を得ておくことが重要です。それぞれの機関の役割等を説明し、「あなたの問題は、○○のため、△△の機関で対応するのが適している」ことを十分に理解してもらいます。

○ 支援者が別の機関に連絡をとる場合、提供する情報の内容等について**必ず本人の同意**を得るようにします。

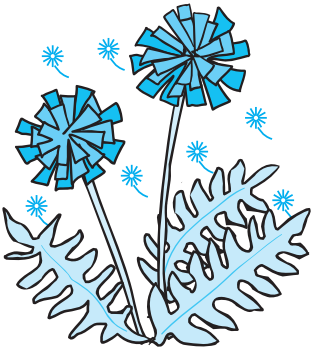

Ⅳ　様々な背景を持つ被害者への支援

配偶者暴力の被害者は、その人の置かれている状況によって、抱える問題は様々です。どのような場合でも、初期対応としては、配偶者暴力に関する相談先の紹介や通報することなどが有効となりますが、その後、生活を送るなかで、相談所等はその人に合ったケアのため、様々な部署と連携しケアをしていきます。

1　こころのケア

ポイント

- 被害者の精神的なケアには、相談やカウンセリング、薬物療法等があります。
- 保健所・保健センターや精神保健福祉センターでは、精神疾患やアルコール･薬物依存症、思春期青年期等の相談に応じています。また、精神障害者の社会復帰訓練を行っています。

保健所・保健センターや精神保健福祉センターでは、相談に応じるほか、被害者の状況に応じて専門機関等の情報提供を行います。

被害者に精神的な症状がみられる場合は、精神科や心療内科等の医療機関を受診することで、薬物療法により症状を軽減することも有効です。

医療機関に関する情報については、以下でも情報提供を行っています。

① **東京都医療機関案内サービス**

○ 電　　話：03 － 5272 － 0303

② **医療情報ネット（令和６年４月～）**

○ インターネット：https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize

③ **ワムネット（WAM NET）：独立行政法人福祉医療機構**

○ インターネット：https://www.wam.go.jp/

2 子供のケア

ポイント

● 子供のための相談・カウンセリング機関には、児童相談所、子供家庭支援センター、教育相談センター等があります。

配偶者暴力は、子供にも重大な影響を及ぼします。

加害者の半数近くが、子供に対し暴力をふるっているという調査結果があります。また被害者が精神的に追い詰められているようなときなど、無気力な状態になり、育児を放棄（ネグレクト）してしまうこともあります。

児童虐待防止法では、直接暴力を受けていなくても、配偶者暴力のある家庭で育ち、暴力を目撃することなどで精神的に苦痛を受けている場合も児童虐待にあたるとしています。

① 児童相談所

18 歳未満の子供に関する相談を受け付けており、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談に応じています。子供の安全確保やアセスメントを目的として一時保護する機能もあります。来所相談を希望する場合は、あらかじめ電話で予約してください。

○ 住所地を管轄する児童相談所の電話番号や相談受付時間等は 43 頁参照

○ 子供に関する様々な相談(子育てに関する親からの悩み子供本人からの悩み等)

：児童相談センター　4152（よいこに）電話相談

03 － 3366 － 4152（よいこに）（電話相談専用）

聴覚言語障害者用 FAX

03 － 3366 － 6036

月～金　　9：00 ～ 21：00

土・日・祝日　9：00 ～ 17：00（12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く）

○ **児童相談所全国共通ダイヤル　189（お近くの児童相談所につながります。）**

② 子供家庭支援センター

区市町村に設置されている、18 歳未満の子供や子育て家庭を対象とした相談に応じる総合相談窓口です。区市町村では、子供家庭支援センター

等がショートステイや一時預かりなど様々な子育て支援策を実施しています。被害者が暴力の影響や様々なストレスにより、子育てが困難な状態にある場合には、こうした制度を活用することも有効です。

➡ **電話番号等は各区市町村へ**（45 ～ 51 頁参照）

③ 教育相談センター

幼児から高校生相当年齢までの方のいじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや不安、家族関係、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、体罰、ヤングケアラーに起因する問題などの相談、都立高校への進学・転学・編入学、高校中途退学後のことについての相談を、原則、都内在住・在籍の幼児から高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教職員から受け付けています。

○ **教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン**
0120 － 53 － 8288（毎日 24 時間受付）

○ **高校進級・進路・入学相談**
03 － 3360 － 4175
（平日 9：00 ～ 21：00、土日祝日 9：00 ～ 17：00）
※閉庁日及び年末年始を除く

④ 都立小児総合医療センター　こころの電話相談室

3 歳から 18 歳未満の子供の、行動やこころの問題、発達の問題に関する相談に、心理職等の専門スタッフが電話で対応しています。

相談室直通電話　042 － 312 － 8119
火曜・木曜（年末年始を除く）9:00 ～ 12:00

⑤ 少年センター、ヤング・テレホン・コーナー、総合電話相談室

○ **少年センター**

少年（20 歳未満）の非行防止や健全育成に関わる相談を受けています。保護者や学校の先生など関係者の方から、少年の非行等に関する相談を受け、子供や親に対するカウンセリング等を通じて、問題解決への適切な指導助言や援助をしています。

○ **ヤング・テレホン・コーナー**
03 － 3580 － 4970（毎日 24 時間受付）

○　総合電話相談室
03 － 5348 － 3415
（平日　9：00 ～ 17：15　閉庁日及び年末年始を除く）
・匿名でも受け付けます。
・子供のことであれば、ご家族や学校関係者の相談も受け付けます。

3　外国人の被害者への対応

ポイント

- 基本的には、日本人の被害者と同様の対応となりますが、言葉の問題や、習慣や価値観の違いなどの問題が生じる場合があるので、状況に応じた対応が必要です。
- 外国人被害者が利用できる制度や、在留資格の問題などについての基本的な知識を身につけておくと便利です。

日本語の理解が十分でない外国人に対する情報提供にあたっては、理解してもらえるよう丁寧かつ、わかりやすい言葉で説明する必要があります。

○　外国語による相談窓口

①　**5 言語に対応した DV 相談（東京ウィメンズプラザ）**

○　電話：03-5467-1721　※相談者・通訳者・相談員の 3 者間通話
英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語
火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）13：00 ～ 16：00

②　**外国人相談（東京都生活文化局）※相談先等の情報提供のみ**

配偶者暴力の詳細についての相談対応はできませんが、外国語で対応し、本人の状況等を聴き配偶者暴力に関する専門機関や団体を紹介するなど相談者が必要とする情報提供を行うことができます。

○　英　語　月～金曜日　03-5320-7744
○　中国語　火・金曜日　03-5320-7766
○　韓国語　水曜日　03-5320-7700
相談時間は 9：30 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00

③　**東京都多言語相談ナビ（東京都つながり創生財団）※相談先等の情報提供のみ**

○　電話：0120-142-142（通話料無料）

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00 ～ 16：00

https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/soudan/navi.html

④ **外国人のための人権相談所**

東京法務局では、外国人を対象とした人権相談を行っています。

○ 電話：**0570 － 090911（外国語人権相談ダイヤル）**

英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

平日（年末年始を除く）9：00 ～ 17：00

⑤ **保護された場合の相談**

東京都女性相談支援センターで緊急の保護を行った場合、必要に応じて通訳による対応を行っています。

4 障害のある被害者への対応

ポイント

- 基本的には障害の有無により対応が異なるものではありませんが、障害の種類や程度によっては特に配慮が必要になることがあります。
- 障害の種類や程度に応じた情報伝達手段を確保しましょう。

基本的には障害の有無により対応が異なるものではありませんが、丁寧にわかりやすく説明することが必要です。また、本人の意思に配慮しつつ、区市町村の障害福祉サービスの利用やボランティアの協力依頼等を検討します。

① **聴覚・言語障害者への対応**

ファクシミリや電子メール等による対応があります。ただし、加害者の目に触れるおそれがないかなど、安全の確保について留意することが必要です。また、筆談のほか、手話でのやりとりが考えられます。

② **視覚障害者への対応**

電話による相談先の情報提供のほか、面談が必要な場合は、施設までの経路を丁寧に説明するとともに同行者の有無を確認し、必要な場合には、本人の意思に配慮しつつガイドヘルパー等の同行支援を勧めます。資料等

は、点字や音声データを用意しておくことが考えられます。

③　**身体障害者への対応**

面談等が必要な場合には、施設までのアクセス、バリアフリーの状況、また同行者の有無を確認します。必要があれば、本人の意思に配慮しつつ区市町村の障害福祉サービスの利用などを勧めます。

④　**知的障害者・精神障害者への対応**

注意深く相手の話に耳を傾けるとともに、粘り強くできるだけわかりやすいことばで説明するよう、心がけることが大切です。資料等は、わかりやすいものを用意しておきます。

5　高齢の被害者への対応

ポイント

- 基本的には対応が異なるものではありませんが、認知症等により判断力が低下している場合などは配慮が必要です。
- 高齢者虐待に当たると思われる場合は、高齢者虐待防止法に基づき、区市町村に通報を行うことが必要です。

基本的には被害者が高齢だからといって対応が異なるものではありませんが、どのような場合にどのような配慮が必要かを、日頃から把握しておくことが重要です。特に、健康状態、経済状態、親族関係を把握するようにします。被害で混乱していることに加えて、加齢や認知症等の疾病の影響により判断力が低下しているケースもあり、どの程度の生活能力があるのか、より丁寧な状況把握が必要となります。

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）

「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員が高齢者に対して行う⑴身体的虐待（暴行）、⑵介護、世話の放棄・放任（ネグレクト）、⑶心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動）、⑷性的虐待（わいせつな行為をする又はさせること）、⑸経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）を指します。配偶者暴力も高齢者虐待に含まれます。

法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、区市町村に通報することが定められています。

○　**高齢者虐待に関する相談窓口**

区市町村、地域包括支援センター

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/ninchi/gyakutai_madoguchi

6　家にとどまる被害者への支援

ポイント

- 家にとどまる被害者に対しても、相談等を通じて継続的な支援を行う必要がある。
- 家にとどまることがわかったら、関係機関は、被害者が暴力から身を守るための対処法を伝えておく。

被害者によっては、相談したものの家を出る決心がつかなかったり、しばらく一時保護施設で過ごしたりして、その後自宅に戻る場合もあります。繰り返し暴力を振るわれている被害者にとって、その現実が厳しいものであっても、子供のことや経済的な理由などから、加害者が変わることを期待し、加害者の元にとどまることを決意する人もいます。

加害者との同居を選ぶ理由について十分理解するように努め、諸問題の解決や気持の整理につきあう等、息長く支援します。

○　**安全確保策の確認**

①　**暴力が起こりそうになったらその場を離れる**

加害者からの暴力が予測される場面では、その場所を離れるよう助言します。

②　**信頼できる人に話しておく**

友人や近所の人など信頼できる人に日頃から状況を伝え、緊急の場合は助けてもらう相談をしておくよう助言します。

③　**暴力の事実がわかるようなものを残しておく**

暴力を振るわれたときは、被害の様子を写真に撮っておくなど、後日、暴力の事実がわかるものを残しておくよう助言します。

なお、病院に行って診断書を書いてもらう際は、「暴力によるけが」であることを伝えるよう助言することも重要です。

Ⅴ　被害者に対する様々な支援

1　関係機関の対応

（1）配偶者暴力について相談をしたい

ポイント

- 配偶者暴力に関する主な相談先（P.41 ～ 51）は配偶者暴力相談支援センターや警察、もしくは各区市町村の相談窓口、福祉事務所です。
- 被害者の状況に応じて相談先を紹介します。
- 情報提供は被害者の状況及び加害者との関係を考慮し、慎重に行いましょう。

配偶者暴力を受けていることを相談されたときや、その疑いがあることに気づいた場合は、被害者に対して配偶者暴力相談を受け付けている機関を紹介することが大切です。主な相談先として、「配偶者暴力相談支援センター」や「警察」もしくは、各区市町村の相談窓口や福祉事務所があります。各機関の役割については８ページ以降を参照してください。配偶者暴力相談支援センター等の相談機関では、（2）以降にあるような被害者の意思に沿った対応を行います。

相談先についてのパンフレット等が加害者に見つかってしまうことで、被害者が更なる危険にさらされたり、相談できなくなったりしてしまうため、情報は慎重に扱うよう助言することが求められます。

主な相談機関（詳細は P.8 ～ 9）

ア　配偶者暴力相談支援センター

・電話相談（夜間緊急対応含む）
・来所（面接）相談　　・特別相談（法律・精神科）
・自立のための援助　　など

イ　警　察

・来署（面接）相談・電話相談　　・緊急時の対応
・配偶者暴力における事件捜査
・被害者周辺の安全確保に必要な援助　など

ウ　福祉事務所

・生活相談
・自立支援に関する相談　　など

（2）加害者から逃げたい

ポイント

- 被害者が暴力から逃れ、一時的に避難する手段として、一時保護があります。
- 被害者から一時的に避難したいという相談があった場合、各区市町村の相談窓口、福祉事務所や警察に相談するよう勧めます。

一時保護制度の概要

ア　一時保護とは

暴力を避けるために家を出た被害者が、適当な寄宿先がない場合などに一時的に避難する手段です。

一時保護期間中は、退所後の方向性を決定するための支援も行われます。

イ　一時保護を行う場合

① 適当な寄宿先がなく、被害防止のため緊急保護を要する場合
② 一時保護所での自立に向けた援助が必要である場合
③ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

ウ　対象者

配偶者暴力等から避難する女性及び同伴する子供等（中学生以上の男児は要相談）

エ　実施機関

東京都では、区市等関係機関からの依頼に基づき、東京都女性相談支援センターが実施しています。

また、その他の公的機関の利用や、区市町村において緊急保護を実施している場合もあります。被害者の経済状況や希望に応じた対応を行うことが必要です。

（3）加害者を遠ざけたい

ポイント

- 加害者が被害者に近寄らないようにする制度として「保護命令」があり、裁判所へ申し立てます。
- 被害者から相談等を受けた場合、保護命令の制度を伝えると同時に、配偶者暴力相談支援センターや警察へ相談するよう勧めます。

保護命令制度の概要

ア　保護命令とは

加害者から身体的暴力を受けた被害者や、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた被害者が、更にこれらを受けることにより生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないことなどを命じる制度です。裁判所は、当事者双方から提出された言い分と証拠を審査して、保護命令の要件の有無を判断します。

イ　保護命令の種類

〈接近禁止命令〉

被害者等の身辺のつきまといや、住居、勤務先等の付近を徘徊することを 1 年間禁止する命令です。被害者本人のほか、要件を満たす場合、被害者と同居する未成年の子供が対象となり、被害者と密接な関係のある親族なども対象とすることができます。

〈電話等禁止命令〉

被害者の希望により、被害者に対する電話やメール、SNS、面会の要求、GPS 機器等（位置情報記録・送信装置）やいわゆる「紛失防止タグ」による位置情報無承諾取得等一定の迷惑行為を併せて 1 年間禁止する制度です。要件を満たす場合、同居する未成年の子供も対象とすることができます。

〈退去等命令〉

被害者が荷物を取りに行くなどに必要な期間として原則 2 か月間、被害者と同居している家から退去すること及び当該住居の付近を徘徊してはならないことを命じます。住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより 6 か月とすることができます。

ウ　罰則

加害者が保護命令に違反した場合、2 年以下の拘禁刑又は 200 万円以下の罰金に処せられることがあります（配偶者暴力防止法 29 条）。

申立ての手続き・流れ

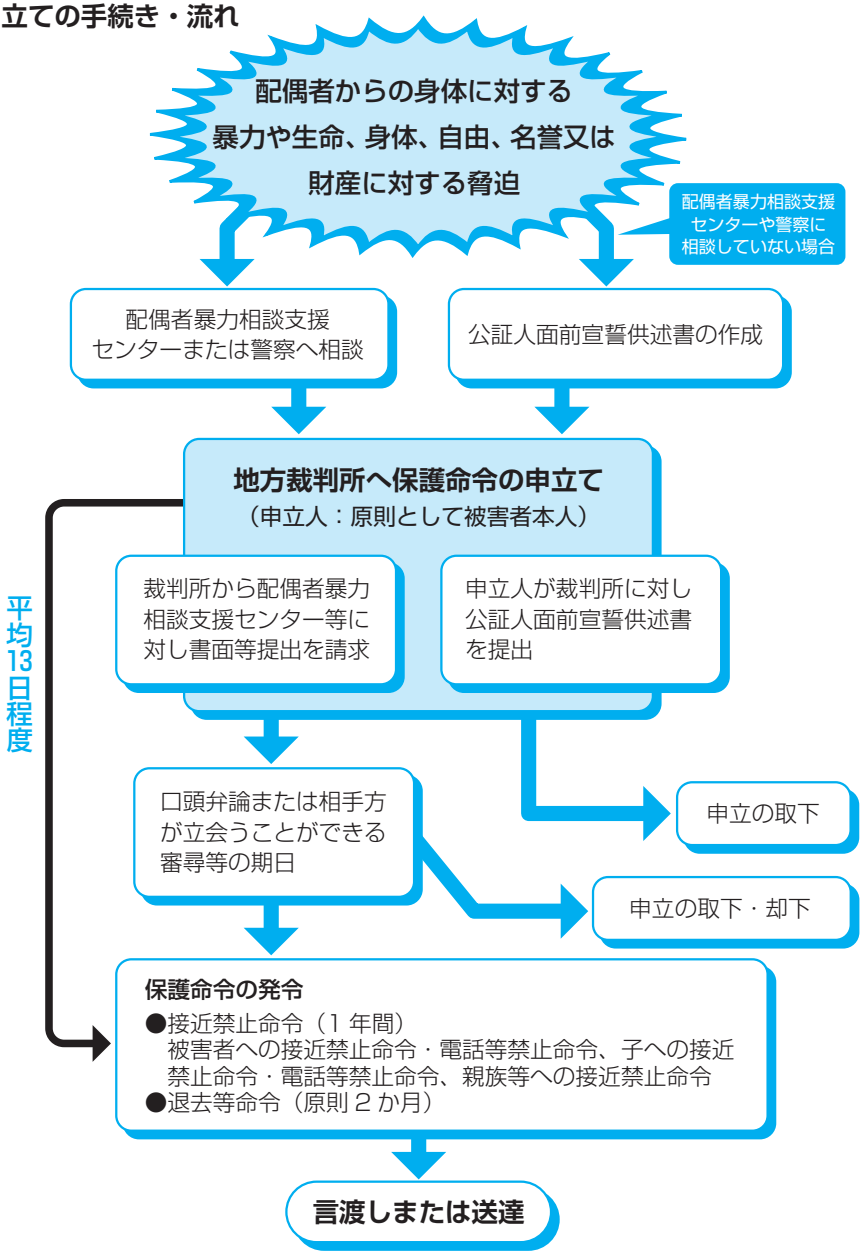
配偶者からの身体に対する暴力や生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫
配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合
配偶者暴力相談支援センターまたは警察へ相談
公証人面前宣誓供述書の作成
地方裁判所へ保護命令の申立て
（申立人：原則として被害者本人）
裁判所から配偶者暴力相談支援センター等に対し書面等提出を請求
申立人が裁判所に対し公証人面前宣誓供述書を提出
平均13日程度
口頭弁論または相手方が立会うことができる審尋等の期日
申立の取下
申立の取下・却下
保護命令の発令
●接近禁止命令（1年間）
被害者への接近禁止命令・電話等禁止命令、子への接近禁止命令・電話等禁止命令、親族等への接近禁止命令
●退去等命令（原則2か月）
言渡しまたは送達

（4）加害者を告訴したいなど

ポイント

- 被害者が、暴力をふるう加害者を告訴したい、逮捕してほしいなどと希望する場合は、警察を紹介します。

被害者が、加害者からの暴力について、告訴したいまたは暴行・傷害事件として立件し逮捕してほしいと希望する場合、警察を紹介します。

警察では、緊急時において暴力の制止、被害者の保護、加害者の検挙を行うほか、暴力による被害の発生を防止するため、加害者への指導警告も行います。

また、頻繁に起こりうる暴力を抑制するため、近辺のパトロール強化を依頼する方法もあります。

2　被害者の自立支援

（1）法的手続をしたい

ポイント

- 被害者が何を求めているのかきちんと確認することが大切です。
- 被害者が法的手続きを取る意思を固めている場合は、それぞれに必要な情報を提供します。

被害者が離婚や金銭、不動産等について法的な手続きを希望している場合、本人の希望内容及び意思を確認し、法律相談機関についての情報を提供します。

法律に関する相談機関としては、東京ウィメンズプラザの法律相談や弁護士会、日本司法支援センター等があります。

（2）経済的支援等を受けたい

ポイント

- 自立するにあたっての生活資金を確保する制度として、資金の貸付、各種手当または生活保護制度があります。

被害者が自立を希望していながらも経済的な問題がある場合には、様々な生活支援制度があります。被害者の状況によって、適用される制度が違いますので、詳細は各機関に問い合わせてください。

① 資金の貸付（主なもの）

ア 母子及び父子福祉資金（申込先：区市・西多摩福祉事務所・支庁）

20 歳未満の子供を扶養している母子家庭・父子家庭に対し、経済的に自立して安定した生活を送ることができるように技能習得資金、生活資金、転宅資金、修学資金など必要な資金の貸付を行います。

イ ひとり親家庭等医療費助成（マル親）（申込先：区市町村）

ひとり親家庭などに対して医療保険の自己負担の一部を助成します。所得制限があります。

ウ 生活福祉資金（申込先：民生委員・児童委員、社会福祉協議会）

収入の少ない世帯や障害者、介護を要する高齢者がいる世帯に対し、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、住宅改修や療養、介護、就学等に係る資金の貸付を行います。

② 各種手当

ア 児童手当（申込先：区市町村手当窓口）

高校生年代までの児童を養育している者に支給されます（所得制限なし）。

イ 児童扶養手当（申込先：区市町村手当窓口）

母子･父子家庭などで､児童を養育している者に支給されます（所得制限あり）。

③ 生活保護（相談及び申請：福祉事務所）

生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、合わせて自立を助長することを目的とした制度です。

申請後は、必要書類の提出や家庭訪問、関係先調査等が行われ、結果に基づき、保護の要否が決定されます。

（3）居所を知られないための配慮について（年金･健康保険･子供の就学手続き等）

ポイント

- 被害者が新たな生活に入るに当たって必要な諸手続を行う際は、加害者から追及される恐れが発生することもあるため、十分に注意が必要です。
- 区市町村の担当窓口で相談をすることが大切です。

主な諸手続

① **年金（相談先：区市町村）**

加害者の被扶養者として年金に加入（第３号被保険者）していた被害者が、その扶養から外れる場合には、第１号被保険者となるための手続きをして国民年金等に加入することが必要になります。

第１号被保険者になると、保険料を納付する義務が生じますが、生活保護を受けている場合や、納付が困難な場合には免除制度等もありますので、住民票との関連なども含め、その手続き方法については、区市町村の担当窓口に相談してください。

② **健康保険（主な相談先：区市町村）**

被害者は暴力による負傷や疾病等の治療のために、医療機関にかかることが必要な場合があります。しかし、加害者の被扶養者となっている保険証を医療機関で使った場合、加害者に住所が知られてしまう危険性があるため、注意が必要です。被扶養者から外し、新たに国民健康保険に加入するなどの手続きを行う場合は、区市町村の担当窓口または配偶者暴力相談支援センターなどに、その方法について相談してください。

③ **子供の就学手続き（相談先：都または区市町村教育委員会）**

被害者の多くは、子供と一緒に加害者から逃れてきます。子供が学齢期にある場合、就学している学校等を通じて居場所が判明してしまうことがあるので、学校や教育委員会に対して、加害者に情報を伝えないよう、協力を依頼しておくことが重要です。

④ **住民基本台帳の閲覧等制限**

配偶者暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的による利用を防止する制度があります。被害者は、区市町村の窓口で支援措置の申出を行うことにより、当該制度に

よる支援を受けることができます。

しかし、この支援制度は、あくまでも加害者の不当な目的による利用を制限するものです。たとえば、加害者側の弁護士等から正当な業務として請求されるような場合には、制度に基づいた制限が困難となりますので、住民票を異動する際には十分注意することが必要です。

⑤ **マイナンバーカード**

番号制度の枠組みの中で、居所情報の漏えいの可能性があり得ますので、被害者に注意を促す必要があります。

被害者が、マイナンバーカードを作成していて、これから避難したいという場合には、忘れずにマイナンバーカードを持って逃げるように伝えます。

「マイナンバーカードを加害者のいる家において逃げてきてしまった。」という場合には、安全対策として、まずカード停止の連絡をします（マイナンバー総合フリーダイヤル：0120 − 95 − 0178）。その後、必要であれば、区市町村の窓口で番号変更やカードの再発行が可能です。

（4）生活の拠点を確保したい

ポイント

- 被害者が、自立して生活していくために入居する主な住宅・施設としては、都営住宅や各種福祉施設などがあります。
- 情報提供にあたっては、被害者の状況や意思を考慮しましょう。

生活拠点の確保は、自立していく上で、生活の基盤となります。
被害者の状況や意思を確認して情報提供を行うことが必要です。

主な施設・住宅

① **都営住宅**

（申込先：東京都住宅供給公社都営住宅募集センター）

年４回程度の募集に申し込み、抽せん等で入居が決まります。

なお、都営住宅に入居するためには、都内に居住していることや所得が基準内であること等の条件を備えていることが必要です。

- 母子世帯の場合

同居親族が 20 歳未満の子供のみである場合、公的機関の証明**（一時保護あるいは女性自立支援施設で保護を「受けている」もしくは「受け**

ていた」ことの東京都女性相談支援センター長が発行する証明書または裁判所の保護命令決定書）があれば母子世帯とみなされ倍率の優遇が受けられる募集があります。

- DV 被害者等世帯の場合

　申込者または同居親族が配偶者等から暴力を受けた被害者で、配偶者暴力防止法の規定による一時保護等が終了した日から起算して５年、または保護命令の申し立てを行った者で命令が効力を生じた日から５年を経過していない場合、倍率の優遇が受けられる募集があります。

- 単身世帯の場合

　配偶者暴力防止法の規定による一時保護等が終了した日から起算して５年、または保護命令の申し立てを行った者で命令が効力を生じた日から５年を経過していない場合、60 歳未満でも単身で申し込むことができます。

- 年４回の定期募集のほかに、毎月募集や随時募集（家族向のみ）があります。倍率の優遇はありませんが、応募機会が多く、申込から入居までの期間も短くなっています。

②　各種福祉施設（申込先：福祉事務所）

　単身世帯や母子世帯などに対し、それぞれの状況に合わせて保護及び自立促進のために、その生活を支援する施設があります。

③　住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
（セーフティネット住宅）

　低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、配偶者暴力被害者など住宅の確保に特に配慮を必要とする方々の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度です。

　登録された住宅は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索・閲覧できます。

　詳細は、下記を参照ください。

　https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php

　（セーフティネット住宅情報提供システムホームページ）

（5）仕事に就きたい

ポイント

- 就業支援のための相談窓口には、東京しごとセンター、ハローワーク等があります。
- 職業に就くために必要な技能を身につけるための公的な職業訓練制度があります。

① 職業相談窓口

ア 東京しごとセンター

東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した、しごとに関するワンストップサービスセンターです。すべての年齢層を対象にキャリアカウンセリング、職業相談、求職活動支援セミナー、多様な働き方セミナー、その他各種相談のサービス、求人・職業紹介を提供します。サービスは基本的に無料ですが、一部のセミナーで実費負担が必要なものもあります。

イ ハローワーク（公共職業安定所）

国が総合的雇用サービス機関として、仕事を探している人に対して、窓口での職業相談･職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付等のサービスを無料で提供しています。

ウ （公財）東京都ひとり親家庭福祉協議会

ひとり親家庭及びその関係者に対し、就労支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を図っています。指導員が履歴書の書き方､面接のポイント、相談、情報提供等の援助を行っています。

② 職業訓練

ア 都立職業能力開発センター等

職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得し、技術・技能労働者としての就職機会を拡大することを目的として、都立職業能力開発センター等 14 校において求職者向けの公共職業訓練（延べ 100 科目程度）を実施しています。訓練期間・募集は科目によって異なります。

イ 訓練等に係る支援

ハローワーク（公共職業安定所）の受講指示を受けて入校した方には、雇用保険の失業給付又は訓練手当の支給があります。また、ハローワークで求職者支援制度の支援指示を受けて入校した方には、一定の要件を満たした場合、職業訓練受講給付金の支給又はリ･スキリング等教育訓練支援融資制度があります。いずれも、詳細は住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が能力開発・資格取得のため一定の経費を支援する制度（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）があります。申請等については福祉事務所に問い合わせてください。

被害者支援の流れ

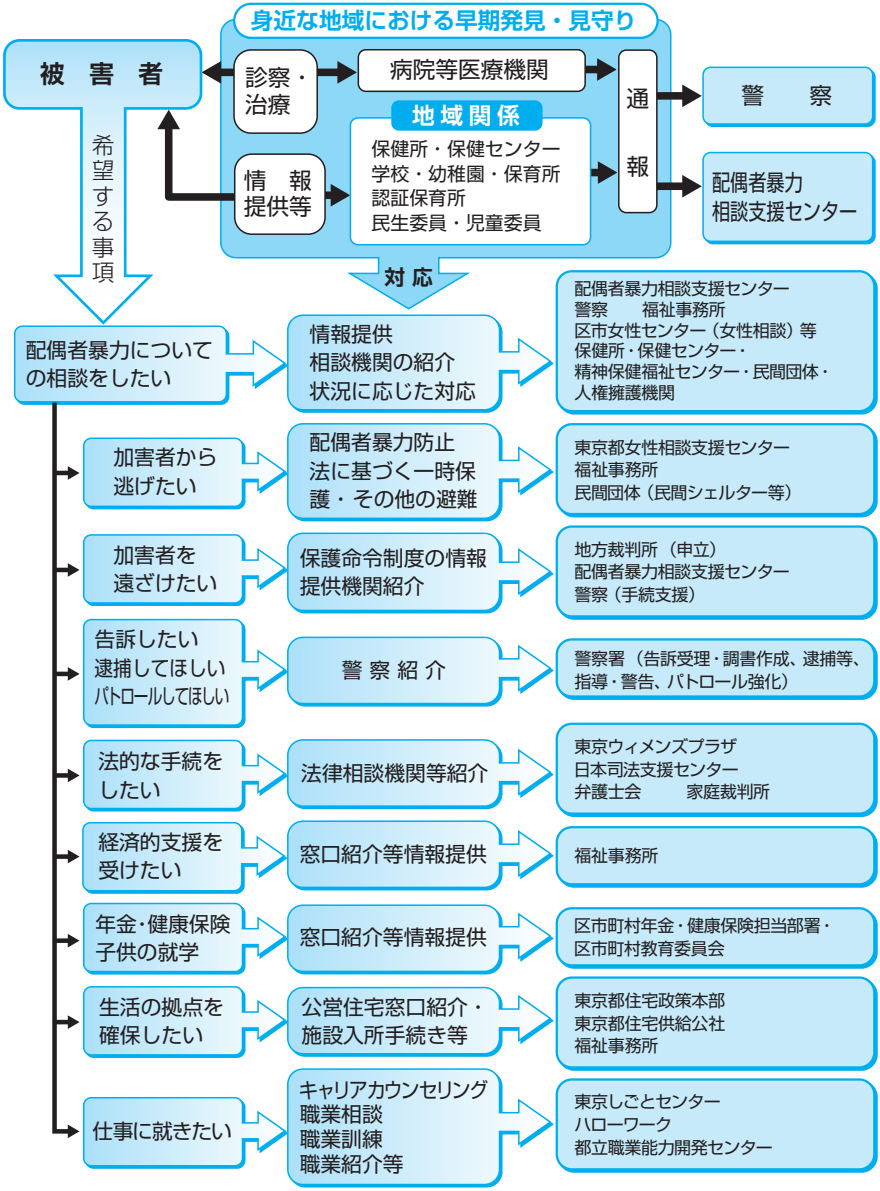

※各連絡先は、P41 以降参照

※令和７年 12 月１日時点での情報です。

Ⅵ　各支援・関係機関連絡先一覧

	機　関　名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓　口・連　絡　先
1	東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）	○暴力防止や被害者支援全般に関する相談・助言・情報提供 ○配偶者暴力被害者の自立支援 ○配偶者暴力防止の普及啓発 ○自助グループの活動支援	○一般相談 03-5467-2455 9:00～21:00（年末年始除く） ○ＤＶ専用ダイヤル 03-5467-1721 9:00～21:00（年末年始除く） ※法律相談・精神科医による面接相談は予約制 ※外国語（英・中・韓・タイ・タガログ）対応可能 火･木･金　13:00～16:00(祝日･年末年始を除く) ○男性相談 03-3400-5313 月・水・木　16:00～20:00 土　13:00～17:00 （祝日・年末年始除く） ○ＤＶ被害に関する LINE 相談 LINE の公式アカウントから「ささえるライン@東京」で検索して友だち登録 14:00～20:00（年末年始除く）
2	R6.4.1～ 東京都女性相談支援センター （配偶者暴力相談支援センター）	○配偶者暴力等に関する相談・助言・情報提供 ○配偶者暴力被害者等の一時保護・医学的又は心理学的な援助 ○配偶者暴力防止法に基づく保護命令等にかかる対応	○電話相談（本所） 03-5261-3110 9:00～21:00（月～金） 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始） ○電話相談（多摩支所） 042-522-4232 9:00～16:00（土日・祝日・年末年始除く） ○ LINE 相談 LINE の公式アカウントから「女性はーとふる LINE @ 東京」で検索して友だち登録 14:00～20:00（年末年始除く）
3	警　察	○配偶者暴力に関する相談 ○配偶者暴力防止法に基づく保護命令等にかかる対応 ○被害届・告訴状の受理 ○加害者に対する指導警告等の実施 ○警察本部長等の援助	○警視庁総合相談センター ＃9110 又は 03-3501-0110 相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。 ○各警察署生活安全担当課
4	児童相談所	○緊急時の子供の一時保護 ○子供に関する相談	○居住地の児童相談所 月～金　9:00~17:00 ○夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330 平日 17:45 ～、土日・祝日（年末年始含む）
5	よいこに電話相談室	○子供に関する相談	○よいこに電話相談室 月～金　9:00～21：00 土日祝　9:00～17:00 （12 月 29 日～１月３日を除く） 03-3366-4152

	機　関　名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓　口・連　絡　先
6	精神保健福祉センター	○アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談 ○思春期・青年期相談 ○その他こころの悩み相談	全て 9:00 ～ 17:00（土日・祝日・年末年始除く） ○精神保健福祉センター （担当地域：千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ） 03-3844-2212 ○中部総合精神保健福祉センター （担当地域：港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬） 03-3302-7711 ○多摩総合精神保健福祉センター （担当地域：多摩地域） 042-371-5560
7	東京法務局	○人権相談（電話相談・面接相談など） ○人権侵犯事件に関する調査及び処理 ○配偶者暴力被害者への情報提供	○みんなの人権 110 番　0570-003-110 ○こどもの人権 110 番　0120-007-110 いずれも8:30～17:15 おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。
8	弁護士会	○法律相談、配偶者暴力の被害相談 ○加害者との交渉、裁判手続等を行う弁護士の紹介 ○法的解決方法に関するアドバイス	○家庭相談（予約制）【東京・第一・第二】 新宿総合法律相談センター 03-6205-9531 予約受付（祝日除く） 月～土 /9:30 ～ 16:30 ○ DV 法律相談（受付制）【東京・第一・第二】 東京三弁護士会多摩支部 042-548-1190 受付時間（祝日、年末年始除く） 月～金 /9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 16:30 ○女性のための法律相談（予約制） 池袋法律相談センター【東京】 03-5979-2855 予約受付（祝日除く） 月水金土 /9:30 ～ 16:00 火木　　/12:30 ～ 17:00 錦糸町法律相談センター【東京】 03-5625-7336 予約受付（祝日除く） 月火金土 /9:30 ～ 16:30 水木　　/9:30 ～ 19:30 渋谷法律相談センター【第一】 03-5428-5587 予約受付（祝日除く） 月～金 / 9:30 ～ 16:30 ○女性の権利相談 四谷法律相談センター【第二】 03-5312-2818 予約受付（祝日除く） 月～金 /9:30~18:00 土　　/12:00~15:00
9	家庭裁判所	○離婚の調停 ○裁判に関する手続き案内	○東京家庭裁判所 03-3502-8331 ○同　立川支部 042-845-0317

	機　関　名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓　口・連　絡　先
10	地方裁判所	○配偶者暴力防止法に基づく保護命令 ○民事保全法に基づく仮処分命令 ○裁判に関する手続き案内	○東京地方裁判所 03-3581-3456 ○同　立川支部 042-845-0222
11	日本司法支援センター（法テラス）	民事法律扶助業務 ○法律相談援助 ○代理援助・書類作成援助（弁護士、司法書士費用等の立替え） 犯罪被害者支援業務（DV 被害含む） ○相談窓口の紹介 ○犯罪被害者支援に関する制度の紹介 ○犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介	○法テラス・サポートダイヤル 0570-078374(IP 電話からは 03-6745-5600 へ) ○犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714(IP 電話からは 03-6745-5601 へ) いずれも平日 9:00 ～ 21:00　土 9:00 ～ 17:00 （日祝日・年末年始除く） ○セクハラ・DV 相談 法テラス東京 0570-078301(IP 電話からは 050-3383-5300 へ) 平日 9:00 ～ 17:00（土日・祝日・年末年始除く）
12	東京しごとセンター	○キャリアカウンセリング、職業相談 ○求職活動支援セミナー ○職業紹介、情報提供	○東京しごとセンター総合相談窓口 03-5211-1571 ○東京しごとセンター多摩 042-526-4510 いずれも平日 9:00~20:00、土 9:00~17:00 （祝日・年末年始除く）
13	東京都住宅供給公社	○都営住宅の入居相談 ○都営住宅の入居者募集	○都営住宅募集センター 03-3498-8894 9:00~12:00 、13:00~18:00 （土日・祝日・年末年始除く）

【参考】

	機　関　名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓　口・連　絡　先
13	福祉事務所	○女性、子供、ひとり親家庭に対する生活援護の相談・指導（生活保護、福祉貸付等の実施） ○児童・家庭の福祉に関する相談・指導 ○一時保護の依頼手配	連絡先等に関しては、45 頁からの「区市町村の配偶者暴力相談窓口」に問い合わせてください。
14	区市女性センター等	○女性相談○配偶者暴力に関する情報提供 ○配偶者暴力防止の普及啓発活動 ○活動支援（スペースの提供や一時保育）	

【東京都児童相談所・児童相談センター】

	名　　称	所　　在　　地	連　　絡　　先
1	児童相談センター	〒 169-0074　新宿区北新宿 4-6-1 【担当地区】千代田区、中央区、新宿区、台東区、八丈町 青ヶ島村、三宅村、御蔵島村、小笠原村 渋谷区、目黒区、大島町、利島村、新島村、神津島村	(FAX 共通) 03-3366-6036 03-5937-2317 03-5937-2314
2	北児童相談所	〒 114-0002　北区王子 6-1-12 【担当地域】　北区	03-3913-5421 FAX　03-3913-9048
3	品川児童相談所	〒 140-0001　品川区北品川 3-7-21 【担当地域】　大田区	03-3474-5442 FAX　03-3474-5596

4	立川児童相談所	〒190-0023　立川市柴崎町 2-21-19 【担当地域】　立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	042-523-1321 FAX　042-526-0150
5	杉並児童相談所	〒167-0052　杉並区南荻窪 4-23-6 【担当地域】　杉並区、武蔵野市、三鷹市	03-5370-6001 FAX　03-5370-6005
6	江東児童相談所	〒135-0051　江東区枝川 3-6-9 【担当地域】　墨田区、江東区	03-3640-5432 FAX　03-3640-5466
7	小平児童相談所	〒187-0002　小平市花小金井 1-31-24 【担当地域】　小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	042-467-3711 FAX　042-467-5241
8	八王子児童相談所	〒193-0931　八王子市台町 3-17-30 【担当地域】　八王子市、日野市	042-624-1141 FAX　042-624-3865
9	足立児童相談所	〒123-0845　足立区西新井本町3- 8- 4 【担当地域】　足立区	03-3854-1181 FAX　03-3890-3689
10	多摩児童相談所	〒206-0024　多摩市諏訪 2-6 【担当地域】　多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	042-372-5600 FAX　042-373-6200
11	練馬児童相談所	〒176-0012　練馬区豊玉北 5-28-3 【担当地域】　練馬区	03-6915-8253 FAX　03-6915-8254
12	町田児童相談所	〒195-0075　町田市山崎 1-2-17 【担当地域】　町田市	042-851-9357 FAX　042-851-9358

【特別区児童相談所】

	名　称	所　在　地	連　絡　先
1	世田谷区児童相談所	〒156-0043　世田谷区松原 6-41-7 【担当地域】　世田谷区	03-6379-0697 FAX　03-6379-0698
2	江戸川区児童相談所「はあとポート」	〒132-0021　江戸川区中央 3-4-18 【担当地域】　江戸川区	03-5678-1810 FAX　03-6231-4378
3	荒川区子ども家庭総合センター(児童相談所)	〒116-0002　荒川区荒川 1-50-17 【担当地域】　荒川区	03-3802-3765 FAX　03-3802-3787
4	港区児童相談所	〒107-0062　港区南青山 5-7-11 【担当地域】　港区	03-5962-6500 FAX　03-5962-6509
5	中野区児童相談所	〒164-0011　中野区中央 1-41-2 【担当地域】中野区	03-5937-3289
6	板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）	〒173-0001　板橋区本町 24-17 【担当地域】板橋区	03-5944-2373
7	豊島区児童相談所	〒171-0051　豊島区長崎 3-6-24 【担当地域】豊島区	03-6758-7910
8	葛飾区児童相談所	〒124-0012　葛飾区立石 2-30-1 【担当地域】葛飾区	03-5698-0303
9	品川区児童相談所	〒140-0001　品川区北品川 3-10-9 【担当地域】品川区	03-6712-8261
10	文京区児童相談所	〒112-0002　文京区小石川 3-14-7 【担当地域】文京区	03-3811-5241

Ⅶ　区市町村の配偶者暴力相談窓口

※特に記載の無い窓口は、土・日・祝日・年末年始は除きます。
※代表番号も含まれていますので「配偶者暴力の相談を希望」等と申し出てください。
名称欄の★は配偶者暴力相談支援センター
※令和７年 12 月１日時点の情報です。

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
1	ちよだＤＶ相談ダイヤル★	月～金曜日　９時～１７時（電話相談）	03-6272-3828
2	千代田区 （生活支援課・女性相談）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-5211-4126
3	中央区 DV 相談専用ダイヤル★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-6264-7412
4	中央区（子ども子育て支援課）	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-6278-8421
5	中央区立男女平等センター （女性相談）	月曜日　10 時～ 16 時（電話相談） 第 1･5 水曜日 / 第４火曜日　10 時～ 16 時(予約制) 第 2 火曜日 / 第 3 水曜日　15 時 30 分～ 20 時 30 分（予約制）	03-5543-0653
6	中央区立男女平等センター （男性電話相談）	第 1・3 水曜日 15 時～ 20 時	03-3495-7770
7	港区立子ども家庭支援センター★	月～金曜日　８時 30 分～ 18 時 土曜日（事前予約制）　　８時 30 分～17 時	03-5962-7215
8	港区立男女平等参画センター （心のサポートルーム）	1　一般相談（電話・面接）　※面接相談は予約制 月～土曜日　10 時～ 16 時（受付 15 時まで） 火・金曜日　18 時～ 21 時（受付 20 時まで） 2　夫婦・家族問題専門相談（面接）　※予約制 原則、第１水曜日　１０時～１６時 3　弁護士相談（面接）　※予約制 原則、第１木曜日・第４水曜日 （時間はお問い合わせください。） ※日・年末年始・臨時休館日は除きます。	03-3456-5771
9	新宿区（悩みごと相談室・男女共同参画推進センター）	1　電話相談：月～土曜日　10 時～ 15 時 30 分（12 時～ 13 時除く） 2　電話相談（男性相談員）：土曜日 13 時～ 15 時 30 分 3　面接予約：月～土曜日　８時 30 分～ 17 時	1　03-3353-2000 2　03-3341-0905 3　03-3341-0801
10	新宿区（悩みごと相談室・新宿区役所第一分庁舎）	1　電話相談：月曜日　10 時～ 15 時 30 分（12 時～ 13 時除く） 2　面接予約：月～土曜日　８時 30 分～ 17 時	1　03-5273-3646 2　03-3341-0801
11	新宿区（DV 相談ダイヤル）★	月～金曜日　９時～ 17 時	03-5273-2670
12	新宿区 （福祉部生活福祉課相談支援係）	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時 （12 時～ 13 時除く）	03-5273-3884
13	文京区 （福祉部生活福祉課）	月曜日～金曜日　９時～ 17 時	03-5803-1915
14	文京区配偶者暴力相談支援センター★	月曜日～金曜日　８時 30 分～ 17 時 15 分	03-5803-1945
15	台東区（福祉事務所女性相談）	月曜日～金曜日　９時～ 17 時	03-5246-1183
16	たいとうパープル ほっとダイヤル★	月曜日～土曜日　９時～ 17 時 （第 1・3・5 月曜日（祝日は翌平日）を除く）	0120-288-322

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
17	墨田区 （ＤＶ相談専用ダイヤル）★	月～金曜日　９時～ 17 時	03-5637-8377
18	墨田区福祉部生活福祉課★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-5608-1295
19	すみだ共生社会推進センター★	1　女性のためのカウンセリング＆ＤＶ相談 月･火･水･金曜日､第２･４土曜日　10 時～ 16 時、 第１・３木曜日　15 時～ 20 時（祝日を除く） 2　すみだ男性悩み相談 第２木曜日　15 時～ 20 時（祝日を除く）	1　03-5608-1771 2　03-5637-7161
20	江東区配偶者暴力相談支援センター★	1　女性のなやみと DV ホットライン 電話相談･面接相談：月～土曜日　９時～ 17 時、 水曜日のみ　20 時まで （面接相談は要予約） 2　男性のなやみと DV 電話相談 毎月第１水曜日　16 時～ 20 時	1　03-3647-9551 2　03-3647-7527
21	品川区ジェンダー平等推進センター★	DV 専門相談　面接又は電話相談 【令和８年３月 31 日まで】 （予約制）：金曜日　13 時～ 16 時（第２を除く） 第２金曜日　17 時 30 分～ 20 時 30 分 【令和８年４月１日から】 （予約制）：木曜日　13 時～ 16 時（第２を除く） 第２木曜日　17 時 30 分～ 20 時 30 分	03-5479-4104
22	品川区役所	月～金曜日　９時 00 分～ 17 時	03-3777-1111
23	目黒区（人権政策課）	月曜日～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-5722-9214
24	目黒区男女平等・ 共同参画センター （こころの悩みなんでも相談）	火・水・木・金・土曜日　10 時～ 16 時 （面談は予約制）	03-5721-8572
25	大田区ＤＶ相談ダイヤル★	月～金曜日　９時 00 分～ 17 時	03-6423-0502
26	大田区男性相談ダイヤル★	毎月第２・第４金曜日　　17 時 00 分～ 20 時	03-6404-6020
27	大田区大森生活福祉課★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-5843-1028
28	大田区調布生活福祉課★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-3726-5551
29	大田区蒲田生活福祉課★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-6715-8800
30	大田区糀谷・羽田生活福祉課★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-3741-6521
31	世田谷区 （DV 相談専用ダイヤル）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	0570-074740 （ナビダイヤル）
32	世田谷区世田谷総合支所 （子ども家庭支援課）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-5432-2915
33	世田谷区北沢総合支所 （子ども家庭支援課）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-6804-7525
34	世田谷区玉川総合支所 （子ども家庭支援課）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-3702-1189
35	世田谷区砧総合支所 （子ども家庭支援課）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-3482-1344
36	世田谷区烏山総合支所 （子ども家庭支援課）★	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	03-3326-6155

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
37	世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」(女性のための悩みごと・DV相談）★	火・木曜日　　12 時～16 時・17 時～20 時、 水・土・日曜日　10 時～13 時・14 時～16 時	03-6804-0815
38	渋谷区（子ども女性相談）	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-3463-2544
39	渋谷インクルーシブシティセンター	1　法律相談 第 2・4 火曜日　13 時～ 16 時（予約制） 2　悩みごと何でも相談 第 3・4 金曜日　13 時～ 16 時（予約制）	03-3464-3395
40	渋谷区（IPV 電話相談窓口) ★	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-6427-0680
41	中野区（女性相談）★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-3228-5556
42	杉並区 （すぎなみ DV 専用ダイアル）★	月・火・木・金曜日　9 時～ 17 時 水曜日　9時～ 20 時	03-5307-0622
43	杉並福祉事務所荻窪事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-3398-9104
44	杉並福祉事務所高円寺事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-5306-2611
45	杉並福祉事務所高井戸事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-3332-7221
46	豊島区（女性相談）★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-3981-2119
47	豊島区男女平等推進センター	月～土曜日　9 時～ 17 時 （土曜日 12 時～ 13 時及び毎月最終月曜日は除く）	03-3980-7830
48		専門相談（来所相談・予約制） DV 相談 第 1 水曜日　18 時～ 20 時 第 3 火曜日　13 時 30 分～ 15 時 30 分 法律相談 第 1 金曜日　13 時 30 分～ 15 時 50 分 第 3 金曜日　18 時～ 20 時 20 分 こころ相談 第 2 水曜日　13 時 30 分～ 15 時 30 分 第 3 水曜日　13 時 30 分～ 15 時 30 分 第 4 火曜日　18 時～ 20 時	03-5952-9501
49	豊島区 DV 相談専用電話★	月～土曜日　9 時～ 17 時 （土曜日 12 時～ 13 時及び毎月、最終月曜日は除く）	03-6872-5250
50	北区（生活福祉課）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	03-3908-1142
51	スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設）	1　こころと生き方・DV 相談（予約制） 女性（面接・電話相談） 毎週火曜日　　10 時～ 16 時 45 分 第 1 水曜日　　15 時～ 19 時 45 分 第 2・4 水曜日　13 時～ 17 時 45 分 第 3 水曜日　　10 時～ 19 時 45 分 第 1・3・5 金曜日　10 時～ 15 時 45 分 第 1・3 土曜日　10 時～ 11 時 45 分 第 2・4 土曜日　10 時～ 15 時 45 分 第 1・3 日曜日　10 時～ 15 時 45 分 男性（電話相談のみ） 第 1 木曜日　16 時～ 19 時 30 分 第 3 土曜日　13 時～ 16 時 30 分 2　女性のための法律相談（予約制） 第 1 土曜日　9 時 30 分～ 11 時 45 分 第 3 木曜日　17 時～ 19 時 15 分	予約用番号 03-3913-0163

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
52	北区 DV 専用ダイヤル★	火～金曜日　9 時～ 17 時（12 時～ 13 時除く）	03-3913-0015
53	荒川区配偶者暴力相談支援センター ★	月～金曜　午前 8 時 30 分から午後 5 時 （祝休日・年末年始を除く）	03-3806-3075
54	荒川区立男女平等推進センターアクト 21	※全て予約制 相談予約受付 :9 時～ 22 時（年末年始除く） 相談日：第 1 水曜：17 時～ 20 時 第 1 金曜・第 2 水曜・第 4 水曜金曜： 10 時～ 16 時 第 2 金曜・第 3 水曜金曜：14 時 30 分～ 20 時 第 2 土曜：10 時～ 15 時	03-3809-2890
55	荒川区（母子・父子・女性相談担当）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-3802-3111
56	板橋区男女平等推進センター スクエアー・I（あい）相談室	月～金曜日　9 時～ 17 時 ※面談は予約制（男性面談は水曜日のみ） ※チャット相談は月～土曜日、14 時～ 20 時 （土曜日は祝日でも実施）	03-3579-2188 （女性相談） 03-3579-2992 （男性相談）
57	いたばし I（あい）ダイヤル（DV 専門相談）★	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-5860-9510
58	板橋区福祉事務所板橋福祉課	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-3579-2322
59	板橋区福祉事務所赤塚福祉課	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-3938-5126
60	板橋区福祉事務所志村福祉課	月～金曜日　9 時～ 17 時	03-3968-2331
61	練馬区 （人権・男女共同参画課）★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-5984-1497
62	練馬区立男女共同参画センターえーる★	月～金曜日　9 時～ 19 時 （DV 専門相談（カウンセリング）） 月曜日 9 時～ 17 時、水・金曜日 10 時～ 19 時 （祝休日は 17 時まで） ※毎月第 1 金曜日は練馬区区民相談所 （9 時～ 17 時）で実施 （予約制）	03-3996-9050
63	ねりま DV 専用ダイヤル★	【令和 8 年 3 月 31 日まで】 月～金曜日　9 時～ 21 時 土・日曜日　9 時～ 19 時 祝休日　9 時～ 17 時 【令和 8 年 4 月 1 日から】 毎日 9 時～ 19 時（祝休日は 17 時まで）	03-5393-3434
64	練馬区練馬総合福祉事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-5984-4742
65	練馬区光が丘総合福祉事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-5997-7714
66	練馬区石神井総合福祉事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-5393-2802
67	練馬区大泉総合福祉事務所★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-5905-5263
68	足立区配偶者暴力相談支援センター★	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	03-3880-5297

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
69	足立区地域のちから推進部多様性社会推進課（男女参画プラザ）	※全て予約制 女性相談（DV 相談）　月・火・金　10 時～ 17 時 （12 時～ 13 時を除く） 水・木　14 時～ 20 時 男性相談（DV 相談）　月・火・金　11 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く） 水・木　16 時～ 19 時 第２月曜日・第４金曜日 17 時 30 分～ 20 時 30 分 予約受付時間　月～金　９時～ 17 時（電話） 区 HP　24 時間予約受付	03-3880-5222 （予約）
70	葛飾区男女平等推進センター（配偶者等からの暴力相談）★	月曜日・木曜日　10 時～ 17 時 （電話・面談ともに予約制、男性相談は電話のみ）	03-5698-2211
71	江戸川区 DV 相談室	月～金曜日　９時～ 17 時 （面接は予約制、男性相談は電話のみ）	03-6638-8537
72	江戸川区配偶者暴力相談支援センター★	月～金曜日　９時～ 17 時	03-5662-1526
73	八王子市男女共同参画センター	電話相談　月～土曜日　９時～ 16 時 第２・３金曜日は９時～１８時　休館日を除く 面接相談（要予約）	042-648-2234
74	八王子市福祉事務所	月～金曜日　９時～ 11 時、13 時～ 16 時	042-626-3111
75	立川市	月～金曜日　８時 30 分～ 17 時	042-523-2111
76	武蔵野市（子ども家庭部子ども子育て支援課）	月～金曜日　９時～ 17 時	0422-60-1850
77	武蔵野市立男女平等推進センター（女性総合相談）	第１土曜日（13 時～ 15 時 50 分） 第２金曜日（18 時 ~19 時 50 分） 第３月曜日（14 時 ~15 時 50 分） 第４火曜日（9 時 ~11 時 50 分）　※予約制	0422-37-3410
78	三鷹市（子育て支援課）	月～金曜日　９時～ 17 時	0422-45-1151
79	三鷹市（こころの相談）	1　こころの相談室 （カウンセラーによる面接相談・予約制） 【女性向け】　木・土曜日　13 時～ 17 時 【男性向け】　第３水曜日　17 時～ 20 時 2　こころの相談ダイヤル （カウンセラーによる電話相談・予約不要） 第２火曜日　13 時～ 16 時 第４火曜日　17 時～ 20 時	1　0422-44-6600 （予約専用） 2　0422-29-9864
80	三鷹市（みたか SOGI 相談（性の多様性に関する相談））	1　カウンセラーによる対面相談（予約制） 毎月第３金曜日 2　カウンセラーによる電話相談（予約不要） 毎月第１金曜日 いずれも 17 時 30 分～ 20 時 30 分	1　0422-29-9032 又は予約フォーム 2　0422-29-9864
81	青梅市	月～金曜日　９時～ 17 時	0428-22-1111

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
82	府中市男女共同参画センター「フチュール」	月～金曜日　9 時～ 17 時（電話・面談） 水・金曜日　18 時～ 21 時（電話のみ） 土曜日　9 時～ 17 時（電話のみ） ※正午～午後 1 時、祝日、臨時休館日、年末年始は除く。	042-351-4602
83	昭島市男女共同参画センター	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	042-519-2277
84	昭島市（悩みごと相談）	月～金曜日　9時～ 17 時	042-519-5701
85	昭島市（女性・男性のためのカウンセリング）	【女性相談】水曜日　13 時～ 16 時　（予約制） 【男性電話相談】第 3、第 4 水曜日　16 時 30 分～ 19 時 30 分　（予約制）	042-544-5130
86	調布市	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	042-481-7111
87	町田市（女性悩みごと相談）	（電話相談）月・火・木・金・土曜日 9 時 30 分～ 16 時 00 分 水曜日（第 3 水曜日除く）13 時～ 20 時	042-721-4842
88	町田市男女平等推進センター	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	042-723-2908
89	小金井市 （企画政策課男女共同参画室）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 （12 時 ~13 時除く）	042-387-9853
90	小平市（女性相談）	月曜日　10 時～ 18 時 （12 時～ 13 時除く） 火～土曜日　10 時～ 16 時（12 時～ 13 時除く）	042-345-2415
91	日野市（平和と人権課）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	042-584-2733
92	日野市男女平等推進センター （女性相談）	火曜日（第 5 火曜日を除く） 18 時～ 21 時（予約制） 水曜日（第 5 水曜日を除く） 9 時 45 分～ 16 時（予約制） 第 1 金曜日 13 時 30 分～ 16 時 30 分（予約制）	042-587-8177
93	東村山市	月～金曜日　9 時～ 16 時（12 時～ 13 時は除く）	042-393-5111
94	国分寺市立男女平等推進センター	月～金曜日　9 時 00 分～ 17 時 00 分 （12 時～ 13 時は除く）※受付は 16 時まで	042-573-4342
95	くにたち女性 DV ホットライン	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	042-576-2127 （直　通）
96	国立市（市長室）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 （12 時～ 13 時は除く）	042-576-2111 （内線 403・413）
97	福生市（社会福祉課）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	042-551-1522
98	福生市（女性等悩みごと相談）	第 2・4 水曜日　午前 9 時～午後 1 時（要予約）	042-551-1529
99	R6.4.1 ～ 狛江市（女性相談）	月～金曜日　8 時 30 ～正午、13 時～ 17 時	03-3430-1111
100	狛江市 （女性のためのカウンセリング）	第 1・2・4 水曜日　午前 9 時～正午（予約制）	03-3430-1111
101	東大和市	月～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9 時～ 16 時（予約優先・12 時～ 13 時は除く）	042-563-2111
102	清瀬市男女共同参画センター アイレック	女性の悩み相談　10 時～ 16 時 （1 枠 50 分　予約優先・12 時 ~13 時は除く） 毎週火曜日・水曜日・木曜日	042-495-7002

	名　　称	相　談　日　時　等	連　絡　先
103	東久留米市（生活文化課）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時（12 時～ 13 時は除く）	042-470-7777 （内線 2431）
104	武蔵村山市（福祉総務課）	月～金曜日　9 時～ 16 時（12 時～ 13 時は除く。受付 15 時 30 分まで）	042-565-1111 （内線 155・156）
105	武蔵村山市男女共同参画センター「ゆーあい」	1　こころの相談室（予約制・電話相談可） ・女性相談員　奇数月第 2 土曜日 ・男性相談員　偶数月第 2 土曜日 いずれも 14 時～ 16 時 10 分 2　女性弁護士による法律相談（予約制） ・毎月第 3 水曜日　17 時～ 19 時 ・毎月第 3 土曜日　14 時～ 16 時 ※　いずれも保育あり（要予約）	042-590-0755
106	多摩市立 TAMA 女性センター	1　電話：木曜日　10 時～ 13 時、13 時 30 分～ 16 時 30 分 2　面談（予約制）：火曜日・金曜日 9 時 30 分～ 12 時 30 分 土曜日　13 時 30 分～ 16 時 30 分	1　042-355-2111 2　042-355-2110 （予約専用）
107	稲城市（いなぎ女性の悩み相談）	第 1・3 水曜日、第 4 土曜日 10 時～ 13 時　14 時～ 16 時 （相談日前日までに予約）	042-378-2286 （予約専用）
108	羽村市	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時	042-555-1111
109	羽村市 （女性・SOGI 悩みごと相談）	第 1・3・5 水曜日　午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分 （要予約）	042-555-1111 （内線 541）
110	あきる野市（生活福祉課）	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで	042-558-1111 （内線 2625）
111	西東京市男女平等推進センターパリテ（女性相談）	月・火曜日　10 時～午後 1 時、午後 2 時～ 4 時 水・金曜日　10 時～正午、午後 1 時～ 4 時 木曜日　10 時～正午、午後 1 時～ 5 時、午後 6 時～ 8 時 （予約制）	042-439-0075
112	瑞穂町（福祉課福祉推進係）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	042-557-7620
113	日の出町（福祉課地域支援係）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	042-588-4112
114	檜原村（福祉けんこう課）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	042-598-3121
115	奥多摩町（保健福祉センター）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	0428-83-2777
116	新島村（さわやか健康センター）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時	04992-5-1856
117	三宅村（福祉健康課健康係）	月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分	04994-5-0911

MEMO

MEMO

発行　東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課
〒163−8001　東京都新宿区西新宿 2−8−1
電話　03−5388−3189
2026 年 3 月発行

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。